

平成25年度京都市防災会議専門委員会原子力部会（第1回） 議事録

■開催日時

平成26年2月4日（火）午後2時～午後4時

■開催場所

京都市消防局本部庁舎7階 作戦室

■出席者等（敬称略）

（専門委員会 原子力部会会員6人） ◎部会長

氏 名	職 名	分 野	出欠
◎土岐 憲三	立命館大学グローバル・イノベーション機構教授	地震工学	出席
三島嘉一郎	京都大学名誉教授	原子炉工学	出席
古賀 妙子	元近畿大学教授	放射線管理工学	出席
大野 和子	京都医療科学大学教授	放射線管理	出席
石川 裕彦	京都大学防災研究所教授	応用気象学, 気象災害	欠席
藤川 陽子	京都大学原子炉実験所准教授	環境工学, 放射線の土壌への影響	出席

（京都市）

職 名	氏 名
行財政局 防災危機管理担当局長（危機管理監）	藤原 正行
行財政局 防災危機管理室長	下遠 秀樹
行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長	野々口 哲二

○事務局 行財政局 防災危機管理室

■次 第

1 開 会

あいさつ 危機管理監

2 報 告

（1）京都市地域防災計画 原子力災害対策編の運用状況について

3 議 題

（1）京都市地域防災計画 原子力災害対策編の改正について

（2）安定ヨウ素剤の予防服用について

（3）広域避難者の受入れについて

3 意見交換

4 閉 会

■会議概要

1 開 会

○事務局（行財政局防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

ただいまから、平成25年度京都市防災会議専門委員会第1回原子力部会を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます京都市行財政局防災危機管理室の野々口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして藤原危機管理監から御挨拶を申し上げます。

○事務局（行財政局危機管理監 藤原）

いつもありがとうございます。京都市の防災会議専門委員会平成25年度第1回ということになりますけれども、原子力部会を開催させていただきましたところ、土岐部会長を初め、委員の先生方には御多忙の中、御出席を賜りまして本当にありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

御承知のとおり、京都市では先生方の御支援、御指導のもとに、昨年の3月18日に防災会議を開催させていただきました。京都市の地域防災計画の原子力災害対策編を新たに作成をし、御承認を頂戴したところでございます。その後、この対策編に基づきまして、例えば北部山間地域、UPZ3地域におきます避難計画の見直しとか作成、2つ目としては、このうち右京区京北上弓削地域においては、昨年度の広河原、久多地域に引き続いて避難訓練を実施させていただきました。この訓練に際しましては、本日、御出席いただいております大野先生に訓練の全体の監修をお願いいたしました上で、放射線の基礎知識と題しました非常にわかりやすい御講演を地域の方々にしていただきました。本当にありがとうございました。

さらには、モニタリングとかスクリーニングのための測定機器、防護服等の整備にも努めてきたところでございます。市民向けの原子力防災関連の啓発パンフレットの作成もやってまいりましたが、関西広域連合や京都府とも連携をしながら、京都府北部地域、いわゆる若狭から近い北部地域からの広域避難計画の策定に向けた協議調整も現在進めているところでございます。

一方で、この原子力災害対策編の策定以降、原子力規制委員会におきましては原子力災害対策指針が6月と9月の2回にわたって改正をされております。主な内容としては、緊急時のモニタリングの考え方とか、あるいは緊急事態区分とか、あるいは緊急時の活動レベル、いわゆるEALの見直し等が行われてきたところでございます。こうした新たな展開があったところでございます。本日の原子力部会では、国におきますこのような新たな動きに対応いたしまして原子力災害対策編の改定を行いますために、先生方の御指導をぜひとも頂戴したいというふうに思っております。

さて、話はかわりますけれども、関西電力さんの大飯原発4号機が定期点検に入って運転を停止して以来、たしかきょうで142日目となりました。新聞等で漏れ聞こえているところによれば、関西電力管内においても大飯原発の3、4号機とか、高浜の3、4号機がこの夏にも再稼動をされるのではないかなというような報道もなされておるところでございます。

本日は先生方からまた格別の御指導をいただきながら、原子力災害対策編の見直しに向けた最終案の取りまとめ、こういった作業にかかれるようにぜひとも忌憚のない御意見、御指導を頂戴したいと思っておりますし、本日の成果を踏まえまして、来る3月20日に予定をしております京都市の防災会議において見直し案についての御承認をいただくべく取り組んでまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○事務局（行財政局防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

それでは、初めに配付資料の御確認をお願いいたします。

配付資料といたしましては、次第、出席者名簿。説明資料といたしましては、資料１の計画の運用状況、資料２の計画改正の背景、資料３の計画改正の概要、資料４－１から４－４までの主な修正箇所（新旧対照表）でございます。そして、資料５の安定ヨウ素剤の予防服用に係る資料、資料６の広域避難の資料の計９種類でございます。また、参考資料といたしましては、参考資料１から４までの資料と、計画冊子の５種類でございます。資料は以上でございます。資料に不足等がございましたらよろしくをお願いいたします。

本日は平成２５年度第１回目の原子力部会を開催させていただくこととなり、委員の皆様方におかれましては御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本日御出席の委員の御紹介につきましては、お配りしております名簿をもってかえさせていただきます。なお、石川先生におかれましては本日急用のため御欠席との御連絡をいただいております。また、三島先生におかれましては公共交通機関、列車の遅れにより少し遅れて出席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、ここから土岐部会長に座長を務めていただき、会議の進行をお願いしたいと存じます。土岐部会長、よろしくお願い申し上げます。

○土岐座長

土岐でございます。それでは、仰せに従い、この会議の進行を進めさせていただきます。

格別の挨拶というようなことは控えようと思っております。ただ、今先ほど藤原管理監から原子力発電所云々のお話がありましたし、また東京都知事の選挙でも、原子力発電がどうこうというふうなことがいろいろ政治向けの問題になってますが、私どもの課せられた使命というのはそういう事柄ではなくて、万が一そういうことが起こったときに人間に災いを及ぼさないためにはどうするかと、これ英語でははっきりしているんですね。ハザードという言葉を使いますね。地震が起こること、地震そのものをハザードと言いますし、それが地震災害となるとディザスターと言いますが、日本語はそのどちらも使い分けができないので防災だとか災害ということを使いますが、本当はそのところをはっきりしておいたほうがいいですね。私どものこの委員会は、私はディザスターをどうやって防ぐかと、そちらの防災だと思ってまして、原子力発電所がどうだ、安全がどうだとか、そういうことは我々の役目ではないと私は理解しております。余計なことかもしれませんが、もうよく御存じのとおりだと、御承知のことではあるかと思いますが、一言つけ加えさせていただきます。

それでは、今日はお手元の議事次第で議題の３というのがあります。（１）（２）（３）とあります。要するに３つのテーマが用意されておりますが、まずは最初の（１）京都市地域防災計画原子力災害対策編の運用状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

２ 報 告

（１）京都市地域防災計画 原子力災害対策編の運用状況について

○事務局（行財政局防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

それでは、本日の議題につきまして御意見をいただきます前に、まず昨年３月１８日に京都市防災会議で御承認いただきました原子力災害対策編の運用状況について御報告させていただきます。

お手元の資料１の１ページをお願いいたします。

１の細部実施計画等についてでございます。

細部計画といたしまして、原子力災害避難計画、環境放射線モニタリング計画、水道対策計画を本計画と同時期の25年3月に改定いたしまして、具体的に運用をしております。

(2)の広域避難者の受け入れにつきましては、現在、関西広域連合、京都府等においてカウンターパート方式による広域避難について検討が進められているところでございます。京都府下のUPZ内の住民の広域避難先につきましては、府域外への避難にあつては関西広域連合が調整を進め、府域内において南方向へ避難する場合においては、京都市では舞鶴市から6万5,000人を受け入れることとし、現在、京都府において検討が進められております。

2の環境放射線モニタリングについてでございます。

環境放射線モニタリングの実施についてでございますが、京都市ではモニタリング計画及び水道対策計画に基づきまして、暫定計画から継続して空間放射線量率、水道水及び水道原水、農産物、河川水及び底質土についてモニタリングを実施し、その結果を公表しております。平常時のモニタリングの実施状況については、3ページに添付しております参考1のとおりでございます。

(2)の環境放射線モニタリング体制の整備についてでございますが、市独自に測定機器を追加整備するほか、京都府から配付される測定機器も配備することとし、緊急時におけるモニタリング体制の強化を図っております。測定機器の整備状況につきましては、同じく4ページに添付しております参考2のとおりでございます。

3の住民等への的確な情報伝達体制の整備についてでございます。

京都市におけるUPZ地域は北部の山間地域であり、また住民の高齢化が進んでおります過疎地域であるため、基礎調査を実施し、当該地域の特性を考慮して適切な情報伝達手段を今後検討していくこととしております。

また、UPZ地域でございます広河原地域の避難時集合場所の1つでございますほんみち京都山林事務所には有線電話しかなかったため、昨年12月に衛星携帯電話を設置し、情報伝達体制の強化・充実を図っております。

4の避難収容活動体制の整備についてでございます。

スクリーニング資機材の整備といたしまして、京都府から配付される予定の測定機器を整備することとしておりまして、スクリーニング実施場所の検討とともに配置場所を検討していくこととしております。資機材の整備状況につきましては、同じく4ページの参考2のとおりでございます。

(2)のUPZ3地域の避難マニュアルの作成及び修正につきましては、平成25年3月に策定いたしました原子力災害避難計画に基づき、地域ごとに連絡網や集合場所、要配慮者の避難方法などを具体的に定めた避難マニュアルを作成及び見直し修正いたしました。

また、原子力防災訓練の実施につきましては、昨年11月17日に新しくマニュアルを策定いたしました京北上弓削町上川行政区におきまして、原子力災害を想定した避難訓練を実施しております。訓練には遠方にもかかわらず大野委員と石川委員に御出席いただきました。また、大野委員におかれましては、訓練に参加した住民や自主防災会、消防団員の方々に対しまして原子力防災に関する講習を実施していただきました。

5の救助・救急及び防護資機材の整備についてでございます。

京都市ではUPZ内の住民とUPZ外の住民の安定ヨウ素剤を備蓄することとしております。現在、保管場所及び服用方法等について、国からPPAにおける防護等の考え方が示されるのを注視しつつ、本市としても検討していくこととしております。

また、緊急時モニタリング等の防災業務従事者の安全を確保するため、防護服などの防護資機材を

整備することとしております。資機材の整備状況につきましても4ページのとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発でございます。

原子力災害対策編の概要や基本的な原子力防災について、それをわかりやすく取りまとめたリーフレットを部会の委員の先生方に御監修をいただいた上で作成し、UPZ地域の住民の方々はもとより、広く市民の皆様に配付しております。また、今年度中にその内容を少し見直し、原子力防災に関するリーフレットを作成する予定としております。

住民に対する原子力防災に関する普及・啓発につきましては、特にUPZ地域の住民の皆様に原子力防災を理解していただき、迅速かつ適切な防護措置の実施に御協力をいただくため、住民説明会を開催いたしました。

また、先ほど訓練のところでも少し触れさせていただきましたが、右京区京北上弓削町で実施しました防災訓練の際に、大野委員を講師にお迎えし、被ばく医療等を中心とした防災に関する講習会を行っております。

7の防災業務関係者の育成については、本市の防災業務にかかわる職員の知識の普及と技術の研さんを図るため、国などが主催する研修会等への積極的な参加を行ってきたところでございます。

原子力災害対策編の運用状況についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○土岐座長

ありがとうございました。

ただいま議題の1番目について御説明がありました。どこからでも御質問、御意見あれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

御遠慮なくどなたでも御発言ください。

○大野委員

大野です。

先ほど御案内いただきました上川行政区で昨年11月17日に開催した講習会のことを少し補足説明させていただきます。

企画の段階である程度お願いをしたような形で講習会を進めていただくことができたのですが、やはり住民の方に一番よかったのは、委員の先生方ですと当たり前なんですけど、実際に計測器を見ることが初めてということで、簡単な線源を置いて自由にさわれるようにしていただいたというのが一番よかったように思います。

それから、通常ですと区長さんとか講師を御紹介いただくとお帰りになることが多いんですけども、最後まで全員参加をしていただきました。私の話を1時間以上なんですけれども、話をした後に必ず質問を全員から受け付けるということにしておりまして、人の話を聞いただけではわかりませんので、聞いてどうだったかという質問用紙を配って、それをもとに1つずつ疑問をつぶしていくことをさせていただきました。そこにも全員が残っていただいて非常によかったと思っています。

ですから、これからほかの委員の先生方もこのようにどこかでお話をいただく機会があるかと思いますが、やはり現物を織り交ぜながら説明すること、また、話を聞くということ自体に住民は不慣れでございますので、疑問に思ったことはないかというように吸い上げる形で講習会等を実施していただければいいのではないかと思った次第です。

以上でございます。

○土岐座長

はい、御苦勞様でございました。大変貴重な御意見ありがとうございました。

講習会は何人ぐらい参加されたのですか。

○事務局（行財政局防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

大体住民の方、地域の方が40名、そして自主防災会、消防団員の方が同じぐらいで、合計100名弱の方に参加していただいております。

○土岐座長

そして2、3時間ですか。

○事務局（行財政局防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

初め、避難マニュアルに基づきまして電話連絡網で流していただいて、そこから地域の時集合場所に集まっただき、避難時集合場所である体育館まで来ていただきました。それで、体育館に集合していただいた段階で機器によるスクリーニングを体験していただいた後、先生からの講習を聴いていただきました。大体、体育館に集まっただきから1時間半程度だったと思います。午前中には終了いたしました。そのあと、展示ブース等で測定機器を見ていただいたり、消防局にお世話になって、除染する場合のブースなども展示体験していただいております。

○土岐座長

そうですか。京都市の場合は、影響を受けるとしてもそのエリアは非常に限定的ですよね。といえども、こういう講習会というようにことをほかのところでも今後おやりになる予定ですか。

○事務局（行財政局防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

昨年は京北の上川で実施しましたが、24年9月には花背で、広河原と久多地域について訓練を実施しております。毎年訓練を何らかの形で実施するというところで計画をしております。

○土岐座長

今後も続けて行うということですね。

○事務局（行財政局防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

はい。26年度の実施する予定としています。

○土岐座長

それ大事なことですな。

ほかにどなたか。はい、どうぞ。

○古賀委員

環境放射線モニタリングのことなんですが、4ページのところに今現在使われてます測定機器が出されているんですけども、これで今現在平常時の環境放射線のバックグラウンドというか、平常時の測定を実施されていると思うんです。それで、この使用している測定装置の測定範囲であるとか下限値であるとか、技術的なことを特定の人だけではなくて、実際にこれだけの数の測定機器があるので、だれでもが使えるような状態にしておいていただきたいと思います。それが実際に現在測定されている業務に役立っていくと思います。

○土岐座長

いかがでしょうか。そういうことは可能でしょうか。

○事務局行財政局（防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

現在、このシンチレーションサーベイメータ5台を使って、毎週木曜日に測定をしております。職員が測定をしておりますので、人事異動等々でも変わる場合もありますので、できるだけ講習会等に参加していただきまして、だれでも測定できるような体制を作っていきたいと思っております。

○土岐座長

古賀先生よろしいでしょうか。

○古賀委員

はい、ありがとうございます。

○土岐座長

はい、どうぞ。

○藤川委員

大変よく職員の方の研修も実施されていて大変結構だと思うんですが、何点か気になるのは細かいことなんてすけれども、3ページの放射線ヨウ素とか放射線セシウムと書いてあるのを放射性ヨウ素、放射性セシウムにしていだきたいのと、あとガイガー・ミュラー測定器と書いているんですけども、水道のところですね、ちょっと表現がGMサーベイメータと書いていただくか、ガイガー・ミュラー計数管と書いていただくほうがいいのかと思ったのと、どういう口径のGMを使っておられるのかわからないんですけども、感度的なところが少し気になりました。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

申しわけございません。放射線の部分は完全に間違いで、放射性ヨウ素、放射性セシウムに訂正させていただきます。

それから、水道原水の測定につきまして、今ゲルマニウム半導体検出器で測定しておられますが、当初は、GM測定器で測定しており、その後、平成24年8月に上下水道局でゲルマニウム半導体検出器を購入いたしまして、それからはこちらのほうで測定しているという状況です。つまり、GM測定器での水道原水の測定は24年7月で終わっているという状況でございます。申しわけございません。

○藤川委員

実際のところ、ゲルマニウム半導体検出器を現地に持っていくのではなくて、上下水道局なり市の衛生環境研究所に持っていかれるんですよね。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

水をくんできて、上下水道局において測定していおります。

○藤川委員

そうですね。なので、ある程度時間がかかったりするのかなと思うので、水道は特に、北部地域は簡易水道だと思うので、輸送時間も含めてその点御配慮いただきたいと思います。それから、もし何かあったときの派遣体制というのは、例えばどの車を使ってどういう人を輸送するとかいうことも、もうお考えになってらっしゃるんですね。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

万が一、水質に異常が出た場合は、現在、平常時モニタリングにおきまして水道水、水道原水につきましては月1回、それから簡易水道につきましては3カ月に1回の測定しておりますけれども、異常が出た場合は日に1回測定するという体制に切りかえるというように、水道対策計画で定めるところでございます。また具体的にどうするかについて、細かい部分につきましては今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

○土岐座長

よろしいでしょうか。

○藤川委員

もう1点だけ、スメアろ紙とかはお使いにならないんですか。スクリーニングとかが必要になるときに体表面汚染検査というの也被えられるのかなと思ったんですが、京都市はUPZなのでどの程度かというのもあるんですが。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

スメアろ紙は、スクリーニングのときに必要な資材でしょうか。

○藤川委員

例えば、体表面汚染検査などもやはり考えられますよね。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

GMサーベイメータを用いましてスクリーニングをして、基準以上の汚染がされている場合は除染を行うということでやっておりますが、詳細につきましては、また先生方の御指導を賜りたいと考えております。

以上です。

○土岐座長

私、1つ尋ねたいんですが、この1ページ目の3番ですね、衛星携帯電話の話が出てきますが、なぜここに置いたかというのは説明でわかりましたが、ほかの場所にも衛星携帯電話は設置されているのですか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

現在、久多と広河原と京北地域に避難時集合場所という場所を設定しておりまして、ほかの場所は、京都市の避難所もしくは京都市の出張所ですので、衛星携帯電話もしくは防災行政無線が設置されており、どちらかが使える状況でしたが、このほんみち京都山林管理事務所だけがこれまで設置されておらず、新たに設置いたしました。

○土岐座長

じゃ、そういう意味では置くべき場所には置いたということですね。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

はい。

○土岐座長

そうですか。じゃ、一応は安心ということですね。何かがあったときには有線電話はまず使えないと思ってなくてはいけませんからね。大変結構なことでしょう。

よろしいでしょうか、この点につきまして。

特に御意見なければ次の議題に進むようにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、議題（1）について、御説明をお願いいたします。

3 議 題

（1）京都市地域防災計画 原子力災害対策編の改正について

○事務局（防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

それでは、本日の議題でございます原子力災害対策編の改正につきまして御説明させていただきます。

まず、計画改正の背景として、国及び京都府の動向などにつきまして御説明させていただきます。

資料2をお願いいたします。

国の動きといたしまして、昨年6月5日に原子力災害対策指針の改正が行われました。主な改正内容といたしましては、緊急時モニタリングの在り方と安定ヨウ素剤の配布・服用でございます。

緊急時モニタリングといたしましては、国が統括して緊急時モニタリングセンターを設置いたします。そのセンターには地方自治体や原子力事業者などが構成員として参集することとなります。そして、国は緊急時モニタリング実施計画を作成し、この計画に基づき緊急時モニタリングを実施することとなります。このモニタリングの結果につきましては、国で集約し評価した後、O I Lによる防護措置の判断に活用されることとなります。

また、安定ヨウ素剤の配布・服用について指針に明記され、P A Z内においては医師による説明会を実施し、服用目的、保管方法、副作用などを事前に十分説明した上で住民に対して事前配布しておくとなっております。また、3年の使用期限があるため、定期的に住民からの回収及び再配布が必要となります。この事前配布された安定ヨウ素剤は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した際、規制委員会がその服用を判断した上で住民への服用指示が出されることとなります。

また、P A Z外にあっては、住民等が避難する際に原則として医師の関与のもと説明書とともに配布することとなります。服用の時期としては、事態の状況に応じて規制委員会が服用を判断し、指示が出されます。

このため、U P Z地域を含む自治体にあっては事前に安定ヨウ素剤を備蓄し、服用指示に対して迅速に対応できるようにしておくことが必要となります。

次に、9月5日の原子力災害対策指針の改正でございます。

主な改正内容といたしましては、原発の特性や立地状況に応じた緊急時活動レベル（E A L）の枠組みが変更明記されました。その枠組みに基づきまして原子力事業者は原発ごとに具体的なE A Lを設定し、防災業務計画にそのE A Lを反映させ、規制委員会に改正した防災業務計画を届け出ることが必要となりました。これにより、関西電力においては昨年12月19日に大飯発電所の防災業務計画（改定版）を規制委員会に届け出ております。

次に、9月6日、原災法施行令の一部を改正する政令及び原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき省令の一部が改正されました。

政令及び省令の内容といたしましては、枠の中にございますように、原子力事業者の通報基準における放射線量の検出方法の変更及び国の原子力緊急事態宣言の基準となる放射線量の変更でございます。

検出方法の変更とは、放射線量が基準を超えた場合は、直ちに規制委員会に通報することとなりました。ただし、落雷時に検出された場合などについては検出されなかったこととみなすとの除外規定が設けられております。

放射線量の変更は、法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準について、原発施設の区域の境界付近において検出された放射線量の基準を、1時間当たり500マイクロシーベルトから5マイクロシーベルトに改正されました。

資料の2ページをお願いいたします。

次に、昨年9月12日、原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部が改正されました。

改正の内容といたしましては、9月5日に改正されました指針が反映されておまして、枠の中にございますように、法第10条に基づく原子力防災管理者の通報義務に係る判断基準及び法15条に

基づく内閣総理大臣による緊急事態宣言に係る判断基準となる事象が変更されております。変更の内容につきましては、3ページのとおりでございます。

また、それと原災法に基づき原子力事業者が作成すべき防災業務計画に定める省令の一部改正がされ、原子力防災業務計画に定めておく事項に警戒事態が発生した際の措置が追加されました。

次に、2の京都府の動きといたしまして、昨年7月23日に京都府の地域防災計画が改正されております。主な改正事項といたしましては、緊急時における判断及び防護措置実施基準や、防護措置や緊急時モニタリングの在り方及び安定ヨウ素剤の配布・服用などが盛り込まれております。

3の今回の原子力災害対策編の改正でございます。

国の指針及び法令の改正、府の地域防災計画の改正及び関西電力が作成する大飯発電所の防災業務計画の修正を踏まえまして、本市計画についても齟齬がないよう改正するものでございます。

主な改正事項といたしましては、1つ目は緊急時における緊急事態区分及びその判断基準の変更、2つ目は情報収集事態及び緊急事態に応じた本市の警戒体制の修正、3つ目は緊急時モニタリングへの協力体制の整備、4つ目は安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備でございます。

この4つの主な改正事項につきまして資料3により御説明いたします。資料3の1ページをお願いいたします。

1の今回の計画改正の背景及び2の改正事項につきましては先ほど説明させていただきましたので、3の改正趣旨及び改正概要から説明させていただきます。

まず、(1)の緊急時における事態区分及びその判断基準の変更でございます。

改正の趣旨といたしましては、国の指針、防災基本計画の改正、大飯発電所防災業務計画の改正に準拠し、緊急事態区分及びその判断基準を修正するものでございます。

修正箇所といたしましては、お手元の資料4-1、主な修正改正箇所(新旧対照表)の1ページをお願いいたします。

原子力施設等で発生した事態を情報収集事態と緊急事態で分け、さらに緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態という3つの区分に分けております。これらの緊急事態区分を判断するための具体的な基準といたしまして、原子力災害対策指針において緊急時活動レベル(EAL)の枠組みが設定され、原子力事業者はそれぞれの防災業務計画においてそのEALを設定することと定められております。

資料4-1の2ページをお願いいたします。

情報収集事態は、原発の立地市町村、おおい町ですが、立地市町村で震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合でございます。

次に、同じく4-1の3ページをお願いいたします。

警戒事態は原発の立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合や大津波警報が発生された場合、または原子力施設で重要な故障等の発生、つまり大飯発電所の防災業務計画において警戒事態のEALに設定している事象が発生した場合などとなっております。

次に、施設敷地緊急事態は4ページにまたがるんですが、4ページの枠内に記載しておりますが、大飯発電所の防災業務計画におきまして施設敷地緊急事態のEALに設定している事象、つまり原災法第10条の規定により関西電力が通報を行う事象が発生した場合を言います。この施設敷地緊急事態では、原子力施設の周辺地域においては緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階でございます。

4-1の4ページをお願いいたします。

最後に全面緊急事態でございますが、大飯発電所の防災業務計画において全面緊急事態のEALに設定している事象が発生し、原災法15条の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事態を言います。この全面緊急事態では、UPZ内においては全ての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用の準備を行わなければならない段階となっております。

また、指針で示されている各事態を判断するEALの枠組みは、同じく4-1の5ページ以降に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次、資料3の2ページにお戻り願います。

情報収集事態及び緊急事態に応じた本市の警戒体制の修正についてでございます。

改正の趣旨は、国の指針及び防災基本計画の改正を受けまして、情報収集事態及び緊急事態の区分に応じて本市の警戒体制を修正するものでございます。

改正の内容といたしましては、「第2章 原子力災害事前対策」の警戒事態区分等に応じた京都市の警戒態勢を修正いたします。まず情報収集事態に関する情報連絡を受けた場合には、防災危機管理室長を本部長とした情報連絡本部を設置します。また、警戒事態発生に関する情報連絡を受けた場合にあっては、危機管理監を本部長とする警戒本部を設置いたします。施設敷地緊急事態の発生に関する情報連絡を受けた場合、あるいは全面緊急事態発生及び原子力緊急事態宣言の連絡を受けた場合にあっては、市長を本部長とする災害対策本部を設置いたします。

「第3章 緊急事態応急対策」では、「第2章 原子力災害事前対策」で定めた警戒態勢に応じた情報収集・連絡体制等の確保や活動体制の確立、住民等に対する事故発生、避難指示等の連絡といった応急対策を行うことと整合を図るための修正を行います。

具体的な修正箇所といたしましては、資料4-2の新旧対照表のとおりでございます。

資料3の3ページをお願いいたします。

緊急時モニタリングへの協力体制の整備についてでございます。

改正の趣旨といたしましては、緊急時モニタリングの在り方について国の指針に地方自治体、原子力事業者などの役割や連携が明記されましたので、本市の計画の修正を行うものでございます。

緊急時モニタリングの実施内容につきましては、先ほど改正の背景等で説明したとおりでございます。

改正の内容といたしましては、「第2章 原子力災害事前対策」におきまして、まず京都市は、国が統括する緊急時モニタリングに協力し、また京都府等の関係機関との連携体制を構築しておくというふうに修正いたします。

「第3章 緊急事態応急対策」におきまして、京都市は、事態の進展に応じて、放射性物質等の影響の早期把握のため、緊急時モニタリングに協力し、情報の迅速な把握に努める。そして、京都市は、別に定める計画（環境放射線モニタリング計画）に基づき、市独自で緊急時モニタリングを実施するという内容に修正いたします。

具体的な修正箇所といたしましては、4-3の主な修正改正箇所（新旧対照表）のとおりでございます。

最後、資料3の4ページをお願いいたします。

安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備についてでございます。

改正の趣旨といたしましては、国の指針に安定ヨウ素剤の事前配布及び予防服用等が明記されましたので、実効性ある対策を講じるため、本市計画の修正を行うものでございます。指針の内容等につきましては、資料及び先ほど説明したとおりでございます。

改正の内容といたしましては、「第2章 原子力災害事前対策」におきまして、京都市は、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。京都市は、配布場所、配布の手続き、医師・薬剤師の手配等についてあらかじめ定めておく。京都市は、住民に配布する際の説明書（服用効果、禁忌）等を準備しておく。京都市は、副作用発生に備えた救急医療体制の整備に努めると修正いたします。

また、「第3章 緊急事態応急対策」におきまして、原子力災害対策本部の指針に基づき、又は独自の判断により、原則、医師の関与の下で、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。時間的制約等により医師の関与の下、配布等ができない場合も想定し、あらかじめ定める代替の手続きにより配布・服用指示を行うと修正いたします。

具体的な修正箇所といたしましては、資料4-4、主な改正箇所（新旧対照表）のとおりでございます。

なお、PPAにおけるブルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の予防服用につきましては、国の検討結果を踏まえ、本市計画を見直していくこととしております。

主な修正内容、4つの修正内容についての説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○土岐座長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまお話のあった資料3ですね、これに基づき御意見を受け承りたいと思います。なお、関連する資料というのは資料4-1から幾つがございました。それもあわせて御覧の上、御意見をお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

○三島委員

新しいというか改定された指針に基づいていろいろ防災計画を変更されているんですけれども、防災の対応のときに従事する人の振る舞いが変わってくるところがあると思うんですけれども、それについて何か教育とか訓練とか、そういうことは予定されているんでしょうか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

具体的にどういう教育、訓練をやっていくということは定めておりませんけれども、今後国の動き、それから京都府の動きを見ながら、また専門家の先生方のアドバイスをいただきながら、先ほどもございましたけど、国や自治体を実施する職員に対する研修もかなり増えてきておりますので、その辺の研修も活用しながら職員の能力アップにも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○土岐座長

ほかの委員の方どうぞ御遠慮なく。

資料4-1なんですけど、資料4-1の一番上のところに改正前、現行とあって平成26年3月18日、右のほうに改正後があって改正案、これはいいんですが、改正前が現時点より後というのは変ですね。ミスプリントですか。

○事務局（防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

ミスプリントです。申しわけございません。25年です。訂正願います。

○土岐座長

だったらいいのですけれど。修正をお願いします。

○大野委員

大野です。

安定ヨウ素剤の服用のことにしましては、これは原則論が書いてありますので、それはそれで中身については問題ないと思いますけれども、実際、運用に当たりまして、一番、情報を持っていただかなくてはいけないのは、おそらく右京区周辺の医師の方々になろうかと思しますので、どういうルートがいいのかわかりませんが、その方々に対する情報提供を行うことが必要ではないか、医師会との連携が必要ではないかというふうに思っています。

その一番の原因は、今日、マスコミの方もいらっしゃいますけれども、これは基本的にあり得ないことを想定しているんですね。というのは、安定ヨウ素剤というのは、そこにいることができないから逃げる、そのときに放射性物質がまだ空気中にあったり、プルームの中を逃げなくてはならないような時に、あえて薬を飲んで、それから避難するということなんですけれども、大飯原発の周辺であるとか、今回の津波のように家がもうないというときであればそういうことが必要になりますけれども、京北のあたりであればプルームが来るかもしれないということですから、事前に分かっているの、家の中に入っていれば防護対策がとれます。1日か2日間家の中にいれば、防護対策がとれるということを、その原則論を含めて、少し原子力防災に関する知識を医師会の先生方にもお伝えをして御判断いただかないと、ふだん使いなれていない薬を処方しなければいけないということで、かえって誤解を受けるようになるのではないかと考えています。安定ヨウ素剤の利用の大原則というところを広く医師会の先生を初め、住民の方にも周知していただければというふうに思っております。

○土岐座長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

5キロ圏内のPAZにつきましては、全面緊急事態になったときに避難と同時に服用ということが明確にされておりますが、それ以外の場合は、状況に応じて、規制委員会が判断して、対策本部等が指示して服用するということです。32.5キロ圏内は、通常全面緊急事態になった場合は屋内退避ということでございますので、状況にもよりますが、今のところは避難ということにはなりませんので、その場合の屋内退避と安定ヨウ素剤の併用のあり方とかはまだ何も示されていない状況ですので、私どももまだわかりませんし、また今後とも安定ヨウ素剤の服用の基準とか配布場所とか医師等の手配等についてもこれから決めていくということになっておりますので、その辺はできましたら大野先生にできるだけアドバイスをいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○土岐座長

実は、私もその点は資料3の4ページの第2章のところの第1行目、京都市は、配布用の安定ヨウ素剤を、次の「あらかじめ適切な場所に」と書いてあると。これでは何もわからないなと思っておりまして。これを具体的に言えないのか、まだ未定なのか、ちょっと明確でないなと思っていたんですが、今の御発言と関連すると思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

現在、保健福祉局と協議している最中ですが、医療機関がいいのか、例えば保健所や保健センターがいいのか、その辺も含めまして、どういう場所に配備して、どういう基準で服用して、緊急時にどう配布するとか、今後、決めていかなければならないことがたくさんありますので、その辺は関係部局と相談しながら、また先生のアドバイスをいただきながら今後決めていきたいと思っております。

○土岐座長

じゃ、検討中ということですね。あるいは未定ということですね。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

そうです。なかなか国において明確にされてない部分が多々ありますので。

○土岐座長

でしたら、私が言ったところについては、未定なり検討中なり何か一言加えておかないと、まるで隠しているみたいに言われても仕方がないし、ちょっとしたことですが気をつけたほうがいいんじゃないでしょうか。

○大野委員

大野です。

実は、この安定ヨウ素剤の服用に関してということが発表されましたときに、少し危機管理室の方々ともお話をさせていただいたんですけれども、そこまで細かいことは国ですので出すつもりはないわけですね。上川地区がどのような地域の状態になっていて、どこから安定ヨウ素剤を搬送していいのかもわかりませんし、プルームは谷、溪谷を伝ってることが多いわけですが、そういう土地状況もわからないところに、ピンポイントで、この地域で使うという情報は出せないですし、出す予定もないわけですから、むしろ具体的に京都市がそういったエリアを明記したものを作っていくことが、ほかの同じような、今回初めて防災対策を練らなくてはならなくなった地区に対しては、非常にありがたいというような意見も内々にいただいています。国を待つのではなく、今回はこれでいいんですけれども、暫時、エリアの名前も入れた具体案をつくっていただければと思っています。

○土岐座長

なるほど、ありがとうございました。

○事務局（行財政局危機管理監 藤原）

ここに御提案をさせていただいております原子力防災対策編の見直しというのは、あくまで何といいますか基本的な骨組みだけを示させていただいているというのが実情でございまして、実際に本当にどこに安定ヨウ素剤を置いたらいいのかというようなことも、具体的には今まさに協議をしておる最中でございます。

ただ、悩ましいのはUPZ3地域といいますのは医療機関自体もない、唯一京北地域においては近辺に京都市立病院の附属の京北病院があるというような状況でございまして、なかなか置く場所もないというのが実情でございます。その中でよりベターな方法としてどうしていくべきかということについては、また御専門の大野先生にもいろいろ御指導いただきながら具体的にこれから決めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○土岐座長

ぜひ大野先生も御協力のほど、委員会としてもお願いいたします。よろしくお願いします。

ほかの問題点はいかがでしょうか。御意見受け承ることございませんでしょうか。

特になければ次の議題に移りたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題の（２）と（３）をあわせて御審議いただくということですが、説明をお願いいたします。

（２）安定ヨウ素剤の予防服用について

(3) 広域避難者の受入れについて

○事務局（防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

それでは、議題の（２）と（３）あわせて御説明させていただきます。

安定ヨウ素剤の予防服用、先ほども御意見いただきましたが、安定ヨウ素剤予防服用についてと広域避難者の受入れについて現在の取り組み状況などについて説明させていただきます。

まず、安定ヨウ素剤の予防服用について資料５をお願いいたします。

計画の改正のところでも説明させていただきましたように、今回、安定ヨウ素剤予防服用について国の指針に盛り込まれました。規制庁から配布・服用に当たっての解説書が示されておりまして、本市では国から安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、災害発生時でございますが、迅速かつ的確に住民へ配布・服用できる体制を構築しておく必要がございます。

１ページをお願いいたします。

京都市で備蓄する安定ヨウ素剤でございます。

ＵＰＺ内の住民用の備蓄といたしまして、現在、本市ＵＰＺ３地域の約１５０世帯３４０人の住民の皆様が安定ヨウ素剤につきましては、京都府において購入確保されており、本市に配分されることとなっております。

また、（２）のＰＰＡの住民用の備蓄といたしまして、ＰＰＡの概念やＰＰＡにおける安定ヨウ素剤の配布・服用につきましては国で検討が続けられておりますが、本市ではＵＰＺ以遠の大飯原発から半径５０キロメートル圏内の住民の皆様が安定ヨウ素剤についても本市独自で備蓄していくこととしておりますが、先ほども言いましたように、その保管場所や配布の方法などについては、国の検討内容を注視しながら関係局区と検討を進めているところでございます。

１ページの２及び３につきましては、安定ヨウ素剤の種類や保管方法や服用量を記載しております。

安定ヨウ素剤については、一般の医薬品である丸剤と劇薬である粉末剤がありまして、１３歳以上の一般成人は、丸剤を２丸服用することとされております。しかしながら、乳幼児や丸剤を飲み込むことができない方につきましては、この粉末剤を精製水とシロップによって液状に調整したものを服用していただくこととなります。

２ページをお願いいたします。

４の安定ヨウ素剤に関する注意事項についてでございます。

保管における注意事項といたしましては、粉末剤は劇薬であり、かつ緊急時に対象者の数量が確保できていることが求められるということから、施錠できる環境のもと厳格な管理が必要となります。また、有効期限が３年間であるため、３年ごとに更新することも必要となってまいります。

（２）の服用に当たっての留意事項でございます。１つ目に記載しておりますが、安定ヨウ素剤における副作用や禁忌者に対する事前の周知が必要となります。緊急時の服用となりますと、副作用や禁忌者等の事前の把握ができてない場合が想定されますので、医師の関与のもと服用することが重要となってまいります。

また、２つ目及び３つ目に記載しておりますが、安定ヨウ素剤の予防服用は放射性ヨウ素における甲状腺の内部被ばくを防護する効果しかございませんので、服用を過信せず、避難、屋内退避、飲食物の摂取制限などの防護措置とともに対策を講じていくことが大切となります。

５は緊急時におけるヨウ素剤の予防服用までの流れでございます。

安定ヨウ素剤の予防服用についての説明は以上でございます。

続きまして、広域避難者の受入れについて御説明させていただきます。資料６をお願いいたします。

この資料6は、昨年2月1日に開催されました京都府防災会議の資料でございます。

1ページをお願いします。

基本的な考え方といたしまして、①にありますように、放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、西方向と南方向の2つの避難先を設定しておくこととしております。そして、右の地図にございますように、西方向への避難先といたしましては兵庫県などへ、また南方向への避難先といたしましては府域内の各市町へ避難することとなります。

2ページをお願いいたします。

表にもございますように、この南方向に避難する場合にあっては、府域内の各市町で広域避難者を受け入れるということで、京都市においては舞鶴市民の6万5,000人を受け入れることとしております。現在、京都府では避難手段、避難経路、そしてスクリーニングポイント及び方法などについて検討が行われており、こうした手順や方法など基本的なところを決めた後、具体的に京都府、舞鶴市等と協議を進めていくこととなります。

また、この表の西方面への避難につきましては、関西広域連合と関係府県で協議が進められておりまして、参考資料4にございますよう、原子力災害に係る広域避難ガイドライン（素案）を示されているところでございます。

安定ヨウ素剤の予防服用と広域避難の受入に係る現在の取り組み状況については以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○土岐座長

はい、ありがとうございました。

ただいまの2つの資料に基づいての御説明、意見、御質問等承りたいと思います。いかがでしょうか。

○三島委員

広域避難のところなんですけれども、福井県でも広域に避難されることをいろいろ計画されてますね。その計画とこの京都市のほうの計画とで整合性がとれているかどうかというのは、関西広域連合で調整をされているのでしょうか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

京都府内の計画につきましては、基本的に京都府内の市町の計画となっております。一部福井県から避難されることがあるであろうという想定も書いてありますけれども、それに関しましては、もともと避難者のうち1割が親戚や知人宅へ避難すると想定されるため、その1割が福井県からの来られる方の分と同数程度と見込むという漠とした京都府内の計画でございまして、関西広域連合につきましては、当然福井県、滋賀県、京都府を対象としております。福井県が嶺北地方と嶺南東部と嶺南西部に分かれておりまして、嶺北と嶺南東部は石川県に避難される計画を福井県ではお持ちですので、関西広域連合といたしましては、福井県につきましては嶺南西部、こちらの約6万7,000名については兵庫県に避難されるというような府県をまたがる避難計画では整合性をとっております。

○三島委員

一部、奈良県に避難されるというのは。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

福井県の場合、嶺北は石川県なんです。嶺南東部で福井県で風向きとか、もしくは収容できない場合は、嶺南東部の方は第二避難先として、奈良県が関西広域連合の計画で候補に挙がっているという状況です。

以上です。

○三島委員

避難する場合どうしても主要道路とかそういうところが混雑すると思いますので、やはり広域的にどういうふうに動くかということも考慮して計画する必要があると思うんですけども。

○土岐座長

今の御意見に関連するんですが、この地図で言うと、例えば逆に滋賀県から京都に来る避難者についても広域連合では議論しているんですね。そういうことは想定しないんですか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

当然、実際にはそういうことがあると思いますけれども、広域連合で県をまたがる場合の避難につきましては、一応計画の段階ではカウンターパート方式と言いまして、どの県の方はどの県に行くという大まかな枠を決めまして、その後、この市町の方はカウンターパート先の県内のどの市町に行くというような計画となっております。実際にはこれ以外場所への避難も多く出てくるとは思いますけれども、一応現在、関西広域連合で立てている計画では、滋賀県内で収容できる場合は滋賀県内、それで収容できない場合は大阪府に広域避難するという計画になっております。

○土岐座長

滋賀県からは大阪に避難されるということですね。京都は来ないんですか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

京都は被災地ということになり、府内北部の多くの方が広域避難されることとなります。京都府自体も避難される方が多いということで、京都で他府県の避難者を受け入れることはしないという形をとってます。

○土岐座長

場合によっては、滋賀県の危険性が迫った人たちの中には京都の方が安全であろうという判断をする人も出てきますよね。そうすると、今の三島先生の話ではないけれども、それこそ道路の渋滞だとか何かの停滞だとか、そういう事態も起こってきますよね。

だから、私はこういう種類の災害の問題を扱うときには、災害に国境なしという言葉がありますが、それと同じように、行政区画をどうこう考えることは本当はいけないと思うんですよ。行政のエリアがありますから、もちろんそこから発していくわけですが、それを進めていく段階で、もう少し広がっていく可能性もあるので、広域で考えないといけないよということを実際問題として感じます。

今のようなお話で、「滋賀県の場合は大阪へ行くんだ」とか、「京都の方たちも逃げなくてはいけないから」とか、それは余りにもしゃくし定規で、ちょっとそれは違うんじゃないかという気はします。今の時点でどうこうしてくださいということではありませんが、そういう視点を持つてほかの府県の人ともお話しになったほうがいいんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○事務局（行財政局危機管理監 藤原）

土岐部会長おっしゃるとおりでございまして、関西広域連合の広域避難の考え方と言いますのは、やはり避難をしている方が各県においてどの程度いらっしゃるのか、その避難をされる方を収容するだけの避難所等の能力がどこにあるのかということを基本に、カウンターパート式で、例えば今申し上げたような滋賀県の方は大阪府とか、そういうような形になっておりまして、受け入れ能力だけで言えばそれでいいんでしょうけれども、輸送手段とか距離感とかで言えばかなりリアリティーに欠ける部分も確かにあるところとございまして、このあたりどの程度より熟度の高い計画になるかというのは、まだこれから関西広域連合でもさらに議論を深めていかなければならないんですけども、

基本的にはおっしゃったような視点も含めて、いろいろ意見は言っていかなければならないと思います。

○土岐座長

重々御理解しておられると思うので重ねて言うこともないんですが、例えば地震だとか水害については、経験が長いですが、原子力の問題はまあ言うなればここ何年かで降ってわいたような話ですね。だから、それぞれの役所にしろ住民にしろ経験則がないですね。手探りでいろいろ検討しているんでしょうから、それはいいんです。今の時点では仕方ないですけども、ある時点で目標を達成したらそれでおしまいではなくて、次々と目標というか要求水準というか、それを高めていってリアリティーの高いものにしないと、万が一のときに、計画を策定していたと言っても何の役にも立たないということに私はなると断言してもいいと思っているんですよ。だから、それはぜひどこか頭の隅に残して今後進めていっていただければと私は思います。

以上です。

○三島委員

今のことと関連して、前にNHKだったかな、ビッグデータを使って東日本大震災のときに人々はどういうふうに行動したかということをシミュレーションやってみたんですけども、それを見ると、やはり道路があるところでどうしてもボトルネックみたいなことがおこり、そこで渋滞が起こって全然動けなかったというようなことがあって、例えば滋賀県が大阪へ逃げるとか、福井県の人が奈良へ逃げるといって道路をどうしても使うわけですね。そうした場合に、東日本大震災で経験したようなネックになるような道路があるのかなのか、そういうことも、今すぐには難しいかもしれんですけども、あらかじめ調べておかれたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

避難の際には、まずスクリーニングが必要になるということで、UPZを少し出たあたりの広い広場とかを活用しましてスクリーニングポイントを何カ所か選定して、避難地域の方はそこまでバスでピストン輸送で、何度も往復することになります。そのスクリーニング地点から今度は避難先がバスを用意してまたピストン輸送するというような計画になっておりまして、原則、自家用車は用いずにバスを使うということですが、道路も警察等の協力を得て、例えばどこかを一方通行にしたり、そういうことも一応検討はなされているんですけども、何十万人の避難になりますので、なかなか実際に本当にうまくいくのかどうか等も含めまして、まだまだ検討していく余地はあると考えております。

以上です。

○土岐座長

ほかの委員の方がいかがでしょうか。

○大野委員

大野です。

今のお話を伺いますと、これは原子力災害で、従前から原発立地県ではやっていた訓練を応用してバスで動くということだろうと思うんですが、部会長がおっしゃったように、原子力災害だけであれば、それで十分機能すると思うんですけども、今回のような複合災害の場合には、三島委員のおっしゃる通りにみんな自家用車で逃げることになりますので、そうなりますとおそらくこれは機能しないという前提で、まず第一弾、第二弾として合理的というか現実的な側面から作り始めていただければというふうに思いました。

○土岐座長

はい、ありがとうございます。何か。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

一応、自家用車で避難される方もかなり出てくるであろうこと、それは完全にはなくせませんし、体が不自由な方とか自家用車でないと避難できない方もいらっしゃると思いますので、基本的にはバスですけれども、それ以外の交通手段も検討します。自家用車の場合も、先ほど申しましたスクリーニングポイントには寄っていただき、避難中継所と仮称をつけているんですけれども、そこまでは自家用車で来られた方も、そこから先につきましては、そこに車を置いていただいて、避難先が用意したピストンのバスで避難していただくというような、現在そういう計画を検討中でございます。

以上です。

○土岐座長

防災を専門とする人間から言いますとやっぱり気になることがありますて、例えば、しばらく前までは大地震が起こったときの災害というのは、地震の揺れの災害と津波の災害はある程度切り離して考えていたんですね。だけど実際はそんなことはないので、地震が来たら後、津波が来るわけですよ。そうすると、防波堤があると言ったって、地震で防波堤が壊れる可能性を考えなければいけない。以前はそれを考えなかったんですよ。水門がある、水門はちゃんと閉まるという前提で津波の計算なんかしてたんですが、それは非現実的であるということは私も以前から言ってたんですが、ようやくこの頃それが受け入れられて、そういうものはちゃんと動かないということも前提にして地震の後の津波の被害というのを考えるようになってきたんですよ。

翻ってこういう問題のときに何が問題になるかという、この地域を考えれば関西電力の発電所ですが、関西電力の発電所自体だけが何がしかのトラブルを起こすということもあるでしょう。しかしながら、日本のこれまでの原子力発電所の場合を見たら、それもあるかもしれないけれど、東日本大震災では地震の後起っているわけです。だから、こういう場合にも非常にまれなことを考えようというんですから、それだったらやっぱり地震の後ということを考えなくちゃいけない。

そうすると、今先ほどお二人の委員のおっしゃったような事柄、すなわち本来なら使用できた交通機関も使えないということが出てくるわけなんですよ。そういうことも想定をしなければいけないと思います。今はこれをやってくださいと言ったってそんなんでできるわけがない。もっと急ぎの仕事がいっぱいあるから、とてもじゃないがそこまで手が回らないでしょうが、ゆくゆくはそういうのも視野に入れておかないと、先ほどと同じように何をやっているんだということになりかねませんので、ぜひ記憶にとどめておかれたほうがいいと思います。

以上です。

ほかの委員の方いかがですか。

○藤川委員

資料6とか5ですね、恐らくこれから御検討の課題だと思うんですが、実際の地域防災計画ではごく短くしか書いてないところですよ。広域一次滞在とか安定ヨウ素剤の予防服用措置とか。本当にこれをやろうと思うとこんな記述で済まないだろうと思うんですけれども、実際この防災計画の中に書かれますか、それともまた別途何かお作りになるんでしょうか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

まず避難計画につきましては、特に京都市内のUPZの方につきましては、それぞれの地域ごとに具体的に電話連絡網まで記載した避難計画をもう策定しております。それに基づきまして各地域で訓

練を実施したところでございます。

ただ、京都府内で、舞鶴から6万5,000人の方が避難してこられた受け入れる計画につきましては、現在、府が広域避難に関する基準等の整理をしております、それができましたら、今度は京都市のほうで実際にどの地域にどれくらい受け入れるかという具体的な内容について、この防災計画と別に受入れ計画を立てていきたいと考えております。

安定ヨウ素剤のあり方につきましても、計画と別に詳細を定めた要綱レベルのものを作っていきたいと考えておりますけれども、現在のところ具体的にまだ検討を要することばかりですので、計画には漠とした抽象的なことを記載している状況です。今後、先生方の意見、アドバイス、御指導いただきながら詰めていきたいと考えております。

以上です。

○土岐座長

古賀委員、よろしいですか。

○古賀委員

今、十分にわかっていることでちょっと感想みたいになってしまうんですが、万が一のときの緊急時の防災計画ですが、市民の安全確保に向けての対策や体制を確立していくということが必要になってくるんですけれども、次々と新しい知見等が示されるので、その最新の知見を踏まえて、実施していかなければならないと思います。今回の指針等の改正に基づき計画を修正し、次にまた指針等の改正を踏まえて計画を修正していくというように、逐次、実効性を向上すべく検討していけばよいということではないかというふうに思います。

○土岐座長

ありがとうございます。どうぞ。

○事務局（行財政局危機管理監 藤原）

藤川先生から今おっしゃっていただいたように、あくまで地域防災計画そのものが、いわゆる予防対策とか応急対策とかのいわばメニュー集のようなものでございますので、それを実際にうまくマネジメントしていこうと思えば、やはりその下により細部まで踏み込んだマニュアルづくりというの必要になってきます。それにつきましては引き続き取り組みはしていきたいと思います。

また、特に原子力防災対策につきましては、古賀先生おっしゃるとおり、新たな知見が次々出てきますし、また国の原子力規制委員会のほうでも指針の見直し等は今後もあると思いますので、その都度必要な改正は進めていきたいと思ひますし、その際にはぜひこの部会の先生方にもまた改めて御意見を頂戴したいというふうに思ひます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○土岐座長

はい、ありがとうございました。

1つ教えていただきたいことがあるんですが、これは会議の外の話として聞いてください。というのは、資料2の最後のところに、国の原子力緊急事態宣言の基準となる放射線量の変更とありますね。これが時間当たり500マイクロから5マイクロになって100分の1になったと。通常の物事が100分の1に変わるということは普通考えがたいことですが、なぜこんなに変わったのかだれか教えてくださいませんか。平易な言葉で。

私、実は東日本の災害のあった福島県の、常磐線の界限で200マイクロシーベルトか、そういうところに行ったことがあるんですよ。500マイクロであれば基準値内であつたけれども、5マイクロシーベルトとなれば基準を超えています。1時間半、2時間ぐらい滞在したと思います。それがな

ぜ500から5になったのか、教えてくださいませんか。三島先生、いいですか。

○三島委員

私もどうしてこれ一気に100分の1になるのかという経緯はよくは存じません。

○土岐座長

やはり不思議なことなんですか。ひょっとしたら私なんか知らないんだけど、シーベルトというのは対数表示であって実質は100倍も変わらないんじゃないのかなというふうにも考えたんですが、そうではないんですか。これ対数表示ではないんですね。違うんですか。じゃ、実質の話だったら実質100倍も変わるということは私なんかの知識の範囲じゃちょっと思いつかないですよ。

藤川委員はこのようなことは不思議ではないですか。三島先生は不思議なと思っておられるみたいですが。私は一気に100分の1というのは、どういうふうに考えたらいいいのかわからないんですよ。10分の1ぐらいなら我々わかりますし、私どものように地震災害の問題を扱う場合には、倍、半分ぐらいのばらつきはあるというのは私なども常識だと思っているんですが。なぜ100倍も違うのか。

○三島委員

現象から考えると、これぐらい影響がありそうな事象が起こった場合には一気にここまで500ぐらいすぐ上がるだろうという、そういうのがあるんじゃないかなと思うんです。

○土岐座長

そういうことですか。

○三島委員

そうでないとしたらこんなに一気に基準値は上がらないし、もし、周辺に放射性物質が放出されたとすれば、事態はすぐに進展するため、早めの防護対策を講じようとしてこうしたのではないかと推測はするんですけども。

○土岐座長

じゃ、人間の人体への安全性という意味から考えたら1時間当たりどのぐらいの量なんですかね、1時間被ばくしたとして。それは多分今のお話だと5マイクロぐらいじゃないよという感じですよ。今までだって500マイクロだったらいいと言ってたんだらうから、一気に上がると言っただけで、ちょっとなかなかすっきり入ってこないですね。どうなんですかね。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

今のOILの避難の基準が、500マイクロシーベルト／時で即時避難、20マイクロシーベルト／時で1週間程度内に一次移転という基準になってますので、500超えると即避難しなさいという基準です。

○土岐座長

即しなさいと、現時点でね。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

そうです。

○土岐座長

それをもっと厳しくしたという説明ならわかりますが。

○三島委員

それは、今までは500というのは敷地境界ですね。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

そうですね。11条に基づいて設置した測定器の敷地境界で500マイクロシーベルト。

○三島委員

この5マイクロシーベルトも敷地境界での値ということですか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

ちょっと敷地境界かどうか確認できませんが、今回は5マイクロシーベルトになった場合は2地点以上。

○三島委員

改正とする基点が同じなのか、それとも違うのかにもよると思うんですね。

○土岐座長

多分こういう世界は今、国といえども、走りながら考えているんですね、多分。ゆっくり落ちついて、よしこれでいこうというふうなところまでじっくりとはまだ検討できてないんですかね。より安全のマージンをよくとっておこうと、とるにしかずというところがあるんでしょう。とにかく、先ほど冒頭で言いましたように、この質問は部会とは関係ありません。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

同じく15条の敷地境界です。

○土岐座長

何か事務局を困らせたみたいですが、この質問は部会とは関係ありませんから、ちゃんと断っておきます。

○大野委員

藤川委員がすごく困っていらっしゃるんですけれども、影響量は変わらないんです。影響量に関する新しい知見が出たということは全くなくて、人を避難させるとかそういうことに関しては従前のデータのままでいいわけなんですけど、部会長がおっしゃいましたような考え方、行政的な考え方というのが本当のところだと思います。それが合理的か合理的でないかということはこれからだと思います。

○土岐座長

また別の問題ですね。そういうことなら理解できなくはない。要するに、考えられるだけ大きくマージンをとっておこうと、とりあえず。また将来もう少し落ちついて物事を考えれば、この5がひょっとしたら50になるかもしれないし、100になるかもしれないと、私の理解はそういうふうにしておきます。ありがとうございました。

さて、ちょっと余談が過ぎましたが、いかがでしょうか。ほかの方どうぞ。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

済みません、事務局から1つ。

お手元にお配りしております参考資料3、安定ヨウ素剤の配布・服用に当たってというものが25年7月に原子力規制庁から出たんですが、ちょっと大野先生にお伺いしたいんですが、12ページを御覧ください。

○土岐座長

縦長のやつですね。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

こういう、安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（地方公共団体用）、これの12ページの下のように40歳以上の者の服用についてと書いてあるんですが、下から8行目ぐらいから、40歳以上の者は安定ヨウ素剤の服用が必要とないと今までされていたと、「しかし、近年の研究を見ると、甲状

腺癌の発生リスクは年齢とともに減少するが、高齢者においてもそのリスクが残存するとの懸念がある。一方、一時的な甲状腺機能低下等の副作用が生じる可能性は年齢が上がるとともに増加するとの報告もあり、こうした、安定ヨウ素剤の服用に係る年齢との関係を理解した上で服用してもらうようにしなければならない」というところで、非常に迷う表現なんですけど、実際に40歳以上の方には配る必要があるものなんですか、いかがなんでしょう。

○大野委員

この40歳以上の者についてリスクが残存するかもしれないというふうなリサーチペーパーが1つあるんですね。それで、従来であればそういうような論文1つが出たからといってそのデータ1つを採用することはなかったんですけども、最も有意義なデータは、御承知のようにチェルノブイリの後で40歳以上の人たちから有意に甲状腺がんが増えていないということが一番のよりどころになるうかと思うんです。ただ、それ以外の報告として1つ論文があるということがこの根拠になっています。先ほどの基準値の数字を下げることに関係するのではないかと思いますけど、そういう幅広く意見を取り入れると入れるということでしょうか。

実際、この論文を書いた本人に問い合わせをしたんですけども、そういうことでそれを参考にしているのということなんですけど、管理においては厳密に40歳以上の方に配ってくれということを言っているわけでもないですし、むしろこれを書いたことによって、がんには潜伏期間がありますから、80代、90代の方にまで配るのかとかですね、そういうことを言うと年齢で差別区別というふうなことになるかもしれないんですけども、まずは40歳以下の方に潤沢になる量を用意して、後は3年ずつに更新するということのコストとか確率とかで、自治体ごとで決めてくださいということのようでございます。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

万が一配るような状況に置かれたら、私も私もと皆さん来られると思うんですけども、それは特に希望される方は年齢にかかわらず渡せばいいということでしょうか。

○大野委員

そこを、ですから考えなければいけないので、冷たいことを言いますが、救急の場合はトリアージをするわけですし、これも基本的には若い方から配って、残ったら、余ったらという格好にせざるを得ないんじゃないかと思います。それをだれがきっぱり言うかという、責任を持つことになりますよね。そうじゃないと、全国民の分を3年ごとにということになって無駄ですし、また場所もかかりますし、保管の義務も生じます。課題を市町村に丸投げしたということだろうと思います。

○三島委員

でも、それも市町村としては困るんじゃないかなと思いますけどね。やっぱりどこかではっきり線を引いてもらわないとなかなか判断が難しい。どうしてももらう側にしたら、安全面を見て欲しいという人も増えるでしょうね。そうすると、本当に投与しないといけない人に足りなくなるという可能性も。その辺は国かどこかで、専門家が集まってはっきりと決めてもらえるとありがたいなと思いました。

○土岐座長

こういう種類の事柄は、ほかの広い意味での災害の問題のときには常につきまとうことなんですよ。特にこの原子力の話のように非常に広がり大きい、あるいは漠とした部分の多い、あるいは経験の少ない分野については非常に悩ましいですね。されども行政のつらいのは、どこかで線を引かないと仕事ができないというのがあるから、グレーのままではできない、白黒をどこかでつけなきゃ仕

事にならないというところです。災害の問題を扱っていて、行政の人々に対しては常日ごろ不満を持つと同時にまた同情もせざるを得ないところでして、これなんかもその最たるものでしょうね。

地震の問題でも、被害想定で都道府県できちっと線を引いて、隣は真っ白。そんなことあるかと言うんですが、それは踏み込めないらしいですね。例えば京都市が何かをやって、宇治市のところまで被害想定をやらうと思えばやれるし、実際にやっているんですよ。ところが、それを宇治市のところまで書いたら今度は宇治市のほうが困るからやめといてくれと、こうなる。そうすると書けない。その中間の地域の人々にとっては非常にいいかげんなものに見えます。

私なんかそういう意味で、先ほどと同じことを二度も言って恐縮ですが、災害に国境はないということなんです。自然に国境がないのと同じ。だけどそれを言ったら仕事にならんという人たちがいる。これ本当に悩ましい話です。今のもその最たるものでしょうね。

さて、全体を通じてでも結構ですが、何か承ることございましょうか。

○三島委員

最初のほう私聞いてなかったんですが、指針が変わってモニタリングのところも少し変わっていると思うんですけれども、京都市ではモニタリング計画を作成されていますけれども、修正をしなければならぬということはなかったんでしょうか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

モニタリングにつきましては、国が統括して計画を立てて、モニタリングセンターを設置して、自治体や関係機関が一堂に会して、最終的には国が結果を発表するというように指針で示されました。これまでの計画では、京都府の行う緊急時モニタリングに本市は協力するという表現でしたが、国が統括して行うモニタリングセンターに本市も職員を派遣して一緒に実施し、それとは別に本市独自でもモニタリングを行うというように改正してますので、二本立てでモニタリングを行うということです。

○三島委員

それは体制のことですね。それとともに、設備というかそういう機器も揃えられていると思うんですけれども、こちらのほうでO I Lの測定とか、そういうのもやられますね。そういうことを考えると、今までそろえた設備で何かつけ加えないといけないとか、そういうことはなかったんですか。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

以前の設備で、例えばO I L 1の場合は500マイクロシーベルトでしたので、今ある器械で測定できないということでございましたけれども、今度、京都府から電離箱式サーベイメータを本市にも15台配っていただくこととなっております。あとポケット線量計やポケットサーベイメータも京都府から配っていただけるということで、機器のほうは本市が用意した分と、国の予算で京都府が用意した分とで現在充実させていっているところです。ただ、まだ実際に配置はしていませんので、しっかりと扱い方の研修等をしながら適切な場所に配置していきたいと考えます。

○土岐座長

よろしいですか。

○藤川委員

ちょっとお伺いしたいんですが、この安定ヨウ素剤を京都市さんが配られて、それでも患者さんがアレルギーとか甲状腺機能低下症とかで不幸にして死亡されたりした場合に、それは京都市さんの御責任になるんですか。あるいは訴えられるということはあるんでしょうか。また、逆に安定ヨウ素剤をもらえなかったからがんになったとかいう訴訟が起こったりした場合、これもやはり京都市さん

が相手になるんでしょうけれども、何かそういうときの保険とかはあるのかということがちょっと心配です。

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

副作用が出た場合や異状な状態になった場合に備えて、緊急的に医師にかかれる体制を整備するということは書いてあるんですけども、実際に具体的にどうするかとか、また実際そういう状態が起こったときの訴訟とか、その辺についてはまだちょっと検討すらしてない状況ですので、他都市の状況とか、国や府とも相談して検討してまいりたいと思います。

ただ、基本的には原子力規制委員会の指示に基づいて服用するというところでございますので、その辺がどうなっているのか、国や府にも意見を聞いて、今後必要ならば検討してまいりたいと考えます。

○土岐座長

よろしいでしょうか。

それでは、予定された時間より少しは早いようですが、これで議論は終えたということにいたします。

それでは、ただいまいろんな御意見が委員から出されました。これをぜひ事務局としては、3月20日の防災会議の資料作成、あるいは今後の修正等においてぜひ活用していただきたいと思います。

これにて議事を終了いたします。あと事務局のほうにお返しいたします。

4 閉 会

○事務局（行財政局防災危機管理室長 下遠）

本日は多くの貴重な意見をいただきまして誠にありがとうございました。

本日委員の皆様から賜りました御意見を踏まえまして改正した計画案、これを3月20日の開催予定の京都市防災会議に提案させていただきまして、審議を経て決定させていただきたいと考えております。

また、本日いただいた意見以外にも意見等ございましたらまた事務局のほうにいただきたいと思いますと考えております。

また、これらの計画を常に見直すとともに、この計画に基づきまして活動体制の整備や市民に対する知識の普及啓発、また訓練等の実施と一層努めてまいりたいと考えております。先生方にはいろいろとお世話になりますが、今後とも御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○事務局（防災危機管理室原子力災害対策課長 野々口）

本日は熱心な御議論をいただきありがとうございました。

これをもって平成25年度第1回原子力部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

（終了）